

# 島根 更生 保護

NO.194

(平成29年7月1日発行)  
島根県保護司会連合会

(島根更生保護データ)

保護司総数	501人
保護観察事件	140件
生活環境の調整事件	281件
(29.6.1現在)	

主唱/法務省

第67回 社会を明るくする運動  
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ。

立ち直りを決意したひとを、決してあやまちに戻さない。

7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です。



## ご挨拶

「水と緑のご縁の国しまねにて」

松江地方検察庁

検事正 國 分 敬 一

私は昨年9月に湖都松江に着任しました。以来、夕照が映える宍道湖に臨み国宝松江城を仰ぐ松江市、水面に水鳥が遊ぶ中海、神話と伝説を載せて出雲平野を流れる斐伊川、中国山地に端を發し滔々と日本海に流れる江の川や高津川、断崖が際立つ海岸線と山に大杉が屹立する隠岐の島等を巡る機会に恵まれ、出雲、石見、隠岐の豊かな島根県の自然を体感することができました。奥出雲や雲南のたたら製鉄を支えた木炭を生み出した中国山地の豊かな照葉樹林やその名残の棚田のことも考えますと、島根県の自然を特徴付けているのは生成と再生の源でもある「水と緑」なのだと思います。

島根県が全国でも有数の安全安心の県であるのは遙か古よりこの豊かな「水と緑」と共生してきた島根県の人々の営みと皆様方の日頃の献身的なご尽力の賜であると深く敬意を表する次第です。

また古来より日本海の海上交通の要衝として最先

端の文物が交流し、進取と寛容の精神を育んだ隠岐の島は、流人哀話が伝えられるとはいえ、隠岐の島に流された後、島の人々の人情味ある寛容さに触れそのまま島に残った流罪者も多かったと聞くに及び、隠岐の島に更生保護の原点を見る思いがしました。

更生の道は時には困難であり、更生への意欲が欠かせませんが、その意欲もまた誰かに支えられ、見守られているという人との繋がりに支えられているのであって、国譲りの神話に登場する出雲の神々によりこの支えと見守りのご縁が導かれているのかもしれない。

再犯防止推進法が施行されるなど再犯防止に向けた環境が法的にも制度的にも整備されてきましたが、こうした制度を真に活かすのは更生保護に携わる人の力であることはいまでもありません。

寛容と見守りの精神が生まれ、再生の源でもある豊かな「水と緑」が織りなす「ご縁の国しまね」において、実りある更生保護の実現に向け、保護司の皆様を始めとする更生保護に携わる皆様方の益々のご活躍とご発展を祈念しまして私の挨拶とさせていただきます。

県民を挙げての運動の展開を確認 第67回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会を開催

第67回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会（委員長・溝口善兵衛島根県知事）が、5月16日（火）島根県職員会館において開催され、関係機関・関係団体、島根県内各地方公共団体及び地域の更生保護を支える保護司等約80名が参集し、官民を問わず県民の総力を挙げて効果的な運動を展開するための意思統一を行いました。

平成26年12月の犯罪対策閣僚会議において決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」では、再犯防止に向けた広報・啓発活動として“社会を明るくする運動”の強化が掲げられており、加えて、昨年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においても“社会を明るくする運動”強調月間である7月が「再犯防止啓発月間」として設定されるなど、これまで以上に本運動を力強く推

進し、広く地域住民の理解と共感を得られる活動を展開することが求められています。

当日は、島根県保護司会連合会・坂本圭祥会長から島根県知事（代理・黒田利恵青少年家庭課長）に総理大臣メッセージが伝達された後、本年度の活動として“社会を明るくする運動”強調月間及び再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業、作文コンテスト等の事業計画が採択されました。

また、松江保護観察所・山本所長から「再犯の防止等の推進に関する法律」についての説明を行い、参加者に理解と協力を求めました。



第67回 地域の手カラが欠かせません！「立ち直りと再犯防止」 “社会を明るくする運動”島根県実施要綱 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。

1 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

2 行動目標・重点事項

(1)行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

(2)重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため

- ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。（新設）を重点事項とする。

3 組織

この運動は、島根県及び市町村等を単位とする推進委員会により推進する。

(1)島根県推進委員会

島根県推進委員会は、別添の関係機関・団体の代表により組織し、次に掲げる活動を行う。

- ①運動名称の周知を図ること。

- ②犯罪や非行のない明るい社会づくりについて国民に理解と協力を求める内閣総理大臣メッセージの周知を図ること。

- ③犯罪や非行のない、全ての県民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークとして「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」の周知を図ること。

- ④この運動の全県的な周知及び展開を図るため、別紙の取組を実施すること。

- ⑤この運動に参加する関係機関・団体に対し、市町村等を単位として、地区推進委員会を組織するよう要請すること。

- ⑥地区推進委員会による各地域の実情に応じた活動の円滑な実施を支援すること。

- ⑦地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。

(2)地区推進委員会

- ①地区推進委員会は、市町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。

- ②地区推進委員会は県推進委員会と連携し、行動目標の達成または重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪及び非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに、これらの活動を行う団体または個人に対する支援及び協力を行う。

4 再犯防止啓発月間の趣旨の考慮

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に定める再犯防止啓発月間が7月とされていることに鑑み、その趣旨を踏まえた活動の実施について考慮すること。（新設）



## “犯罪や非行のない社会”～感じたことを書いてみませんか～ 第67回“社会を明るくする運動”作文コンテストを開催します! 島根県実施要綱

### ◆趣旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人や非行をした少年の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今回で第67回を迎えます。

“社会を明るくする運動”作文コンテストでは、島根県内の小学生及び中学生の皆さんが、日ごろの家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことを題材とした作文を募集します。

この作文コンテストは平成5年から始まり、今年で25回目となります。

第66回 応募状況	小学校 応募作品数	中学校 応募作品数	計
島根県	523	1,238	1,761
全国	139,647	190,347	329,994

### ◆主催

“社会を明るくする運動”島根県推進委員会

### ◆応募案内

応募作品は400字詰め原稿用紙3～5枚程度で、他の作文コンテスト等に応募されていない自作・未発表の作品とし、原則として原本かつ手書きのものとし、応募の際は、題名、学校名(〇〇市立△△小学校)、学年(〇年△組)、氏名(ふりがな)を明記してください

なお、応募いただいた作品は原則として返却いたしません。

#### 《応募先》

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会(保護司会)あて(応募締切りについては、各地区推進委員会にお問合せください。)

### ◆表彰等

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会から島根県推進委員会に推薦された作品について審査の上、入賞作品を決定します。

#### ☆最優秀賞

・島根県推進委員会委員長賞  
～小学生・中学生各1点

#### ☆優秀賞

・島根県保護司会連合会長賞  
～小学生・中学生各1点  
・更生保護法人島根保護観察協会理事長賞  
～小学生・中学生各1点  
・山陰中央新報社賞  
～小学生・中学生各2点  
・島根県更生保護女性連盟会長賞  
～小学生・中学生各2点  
・島根県BBS連盟会長賞  
～小学生・中学生各2点

入賞作品の中から小学生の部・中学生の部それぞれ3点以内を選考し、“社会を明るくする運動”中央推進委員会(法務省)に推薦します。

入賞作品については、更生保護法人島根県保護司会連合会が発行する機関紙「島根更生保護」や、後援の山陰中央新報社などにおいても発表されます。各賞の表彰式は、各地区保護司会が当該学校の協力を得て、適宜の方法で行います。

応募者全員には記念品を、入賞者には表彰状と図書カード等を贈呈します。最寄りの応募先が不明の場合には、下記までお問い合わせください。

#### 島根県推進委員会事務局

〒690-0841 松江市向島町134-10  
松江保護観察所企画調整課内  
TEL 0852-21-3767 FAX 0852-32-2471

## 「再犯の防止等の推進に関する法律」について

松江保護観察所企画調整課

平成28年12月14日、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」といいます。)が公布・施行されました。

この法律は、減少傾向にある犯罪件数に対し、検挙人員に占める再犯者の割合が上昇しており、再犯防止が大きな課題となっていることを踏まえ、「更生保護を考える議員の会」を始めとする超党派の国会議員により法案の検討が進められたものであり、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

再犯防止推進法で示された新たな方向性は2点あり、一つは再犯防止の対象を矯正施設入所者や保護観察対象者に限定せず、起訴猶予や単純執行猶予などの入口部分と、満期釈放者や保護観察終了者などの出口部分にまで広げたこと、もう一つは、国及び地方公共団体は再犯防止推進のため相互に連携を図

り、国は再犯防止推進計画を策定する責務、地方公共団体はその計画を勘案して地域の実情に応じた施策を実施する努力義務が課されていることです。

また、国民の関心と理解を深めるため、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を「再犯防止啓発月間」とすることも定められています。

現在、法務省が中心となって同法に基づく再犯防止推進計画案の策定が進められており、今年中に同計画の閣議決定が予定され、また、来年はそれを踏まえて地方公共団体でも計画を策定する運びとなっています。保護観察所は地域の窓口として、保護司の皆様を始め更生保護関係者の方々、地方公共団体の皆様方へも機会を得て情報提供に意を配し、各地域での計画策定に寄与していきたいと考えています。

なお、国における再犯防止推進計画の検討状況については、法務省ホームページにおいて随時公表されておりますので御覧ください。

# 受章者

更生保護功勞による  
叙勲・褒章（敬称略）

瑞宝双光章 土井一顕（出雲）  
藍綬褒章 土屋七生（大田）



## 受章にあたって

出雲地区 土井一顕

この度、はからずも叙勲の榮譽をお受けしましたこと、まことに感謝の至りでございます。格別これと言って何の功績もありませんのに、晴れがましい光榮をにない申し訳なく思っています。ふりかえって見ますと、昭和58年に地区の公民館長より保護司に推薦するからやるようにとのお話を受け就任させていただきました。お受けしてから現在までの活動の中、失敗と感じたことや反省すべきことも多々ありまし

た。対象者が担当中に再度事件を起こし施設に収容され、私の関わり方が悪かったのではないかと悩んだこと。手が離れた対象者が、再度事件を起こしたことを風聞したことなど。その反面、対象者の親から仲人を依頼され、引き受けさせていただいた嬉しいこともありました。その彼は今、東京で3人の子供に恵まれ、立派な社会生活を送っています。つい先般、娘さんの成人式の写真を送ってくれました。私自身も成長させていただきました。この度の受章を胸に刻み、気持ちを新たに精進していくことをお誓い申し上げ、御礼のごあいさつといたします。



## 一生懸命

大田地区 土屋七生

新緑の美しい季節、この度平成29年春の褒章において、藍綬褒章の榮に浴しました。

平成5年12月1日保護司を拜命し、保護司としての仕事出来るのか不安を感じながらの出発でした。ただ一生懸命対象者と向き合いながら過ごしてきただけでございましたが、保護観察所、諸

先輩、関係機関、又地域の皆様方の支援のおかげで受章することが出来ましたこと、厚く感謝いたしております。ありがとうございます。去る5月16日の法務省においての伝達には都合により出席出来ませんでした。

私は保護司としての任期は今年で終ることになりますが、今後は別の立場で、犯罪のない「明るい社会」となりますよう支援、協力が出来ますれば幸せに思います。今後ともよろしく願い申し上げます。

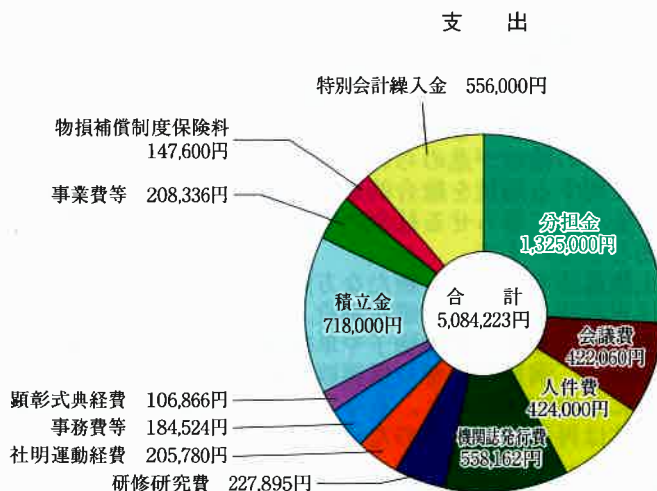
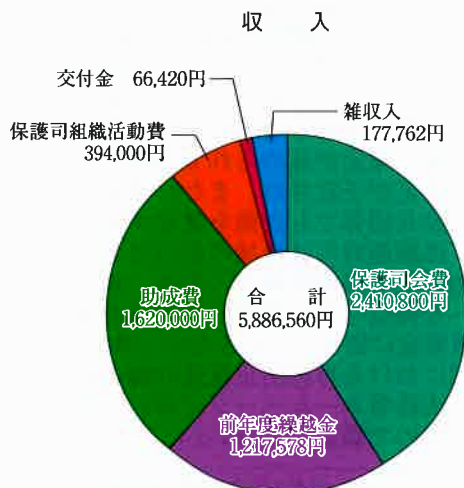
## 平成28年度収支決算について

島根県保護司会連合会

平成28年度島根県保護司会連合会の収支決算は、下記グラフのとおりで、収入の部は、保護司会費が総収入額の41.0%、助成金が27.5%となっています。

支出の部は、事務費総額1,054,396円のうち会議費が40.0%、人件費が40.2%等です。分担金は1,325,000円で26.0%でした。事業費総額2,148,827円のうちでは、社明運動経費が9.5%、顕彰式典経費が5.0%、機関誌発行経費が26.0%等となっています。

なお、物品などについては、極力の節減を図り予算の効果的な執行に努めています。





## 石の上にも三年の感謝

益田地区保護司会

保護司 宮川 公子

「続けることは好いことよ。私は山の別荘にいるの。遠くの山々に富士を思い、風に潮の香を嗅ぎ、空にダイヤを思うの。」と誇らしそうに語られました。彼女は年令90歳近くなのにハツラツとされています。多様な活動をされ、「好きな事だから続けられるのよ。」と話されました。素晴らしい御婦人との出会いでした。

長年保護司活動させていただく際に、いつも難しいと感じていました。理由が少し理解出来たような気がしました。何の活動に入っても、仲間と一緒に楽しみながら、一步一步前進しないと続かない。その努力こそが継続なのだ。と納得しました。だから地域とつながる事が可

### 視点

### 焦点

能なんだと、思いました。

担当したケースの中には、誰に相談したらいいのか迷われた方もおられました。私の方から声かけし、安心感を得られるまでには、長時間かかりました。話を聞く事から始めないと先に進まない。時間がかかる。これでいいのだろうかと不安になった事も、数々ありました。そんな時サポートセンターが出来、多くの先生方のお話を傾聴する機会を得ました。その時話を聞く事の大切さを痛感しました。それこそ【石の上にも三年】かなと思いました。

今日出合った彼女の様に、有意義な日々を送る為にも、自分に出来る事から始めれば好いと、改めて思い直した一日でした。

そして数多くの事を学ばせていただいた事に、感謝いたします。

## 地区だより

### 「地域に根差した更生保護女性会」を願って

隠岐の島地区更生保護女性会

会長 石橋 史子

隠岐の島地区更生保護女性会は、昭和43年に隠岐地区更生保護婦人会として発足し、町村合併により、平成17年に現在の体制となりました。

当会では「社会を明るくする運動」の一環として、子ども達の健全育成を願う「愛の図書」寄贈運動を実施しています。個人や事業所等たくさんの方々からいただいた募金で、隠岐の島町内の福祉施設や、保育所、小中学校等に図書を贈り喜ばれています。また、地域の方に更生保護女性会を知って頂く意味も込めて町主催の「いきいき祭り」に出店し、会員手作りの品物の売上金を「愛の図書」の購入費に充てています。

昨年12月に開催された歳末隠岐素人余芸大会

では、募金を頂いたお礼の気持ちと更生保護女性会のPRを兼ねて、防犯寸劇と踊りを披露しました。防犯寸劇は、隠岐の島警察署の方と一緒に「うまい話はご用心」を演じ、隠岐弁丸出しの演技で大いに会場を沸かせました。踊りは、更生保護の歌「愛をみんなで」を基に、会員が考えた振付けを何度も練習を重ねて発表しました。防犯寸劇も踊りも大好評で、更生保護女性会を地域の方に知って頂くことができたと思います。

会員の減少で今後の活動に危機感も募る昨今ですが、地域に根差した更生保護女性会として、これからも活動を続けていきたいと願っています。



### 保護司の異動

〔退任保護司〕 15名  
(平成29年5月31日付)

野上松安坂安横周	津浦井本住木藤	眞昇守弘雄信昌	尚(松江) 實(安来) 昇(雲南) 守(出雲) 弘(出雲) 雄(出雲) 信(出雲) 夫(出雲)	半丸永大坂八竹	矢田井草折幡中	惠金健裕純美余	彬時二幸平(隠岐)	(邑智) (邑智) (浜田) (浜田) (益田) (隠岐) (隠岐)
----------	---------	---------	---	---------	---------	---------	-----------	------------------------------------

〔新任保護司〕 19名  
(平成29年6月1日付)

柿白吉上安鳥藤佐竹三	田石野田部屋原々木下島	健照一郎宏茂寛知江正健	(松江) (松江) (松江) (安来) (雲南) (雲南) (雲南) (出雲) (出雲) (出雲)	山梅朝服和長宇熊村	本田枝部田野野澤上	登(出雲) 敬(大田) 暁(邑智) 夫(邑智) 行(邑智) 三(浜田) 神(隠岐) 無(隠岐) 浩(隠岐) 弘(隠岐)	淳三卓隆昭	(出雲) (大田) (邑智) (邑智) (邑智) (浜田) (隠岐) (隠岐) (隠岐)
------------	-------------	-------------	---	-----------	-----------	---	-------	--

### 協会の動き

会議 平成29年度島根保護観察協会理事会・評議員会  
 日時 平成29年5月17日(水)  
 場所 松江エクセルホテル東急(松江市東朝日町590)  
 議題 平成28年度事業結果報告及び収支決算報告がなされ、審議の結果、いずれも全会一致で承認されました。



県保連だより

会議 平成29年度第1回島根県保護司会連合会理事会  
 日時 平成29年5月17日(水)  
 場所 松江エクセルホテル東急(松江市東朝日町590)  
 議題 平成28年度事業結果報告及び収支決算報告並びに平成29年度収支予算の補正、さらに70年史編集要綱について審議がなされ、いずれも全会一致で承認されました。  
 また、役員改選が行われ次の方々が選任されました。

会長	坂本圭祥	(再:出雲)
副会長	和田良一	(新:大田)
副会長	秋間近夫	(新:安来)
常務理事	三木弘道	(新:雲南)
常務理事	大内宗泰	(新:益田)
常務理事	山本登	(新:事務局長)
監事	楫野光範	(再:安来)
監事	佐々木滋子	(新:松江)



### ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

山下 壮一  
川島 昇

敬  
弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

元保護司	足立 耕	(安来)	(平成29年5月8日逝去)
元保護司	益永 始	(益田)	(平成29年5月24日逝去)
元保護司	難波 和久	(松江)	(平成29年5月30日逝去)
元保護司	野海寿枝子	(浜田)	(平成29年6月6日逝去)

### 死亡者叙位・叙勲

従六位・瑞宝双光章

是津輝和(隠岐)(平成29年2月13日付)

瑞宝双光章

奥原千賀子(松江)(平成29年3月21日付)

このたび島根県保護司会連合会と更生保護法人島根保護観察協会の事務局長を辞する事になりました。長い間お世話になり有難うございました。

石橋 宣治

このたび島根県保護司会連合会の事務局長を仰せつかりました。前任者同様、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。山本 登